

(別添2)

【記載例】

様式第七（第十七条関係）

取扱処方箋数届書

許可番号及び年月日	(薬)第100号 令和3年1月1日 (有効期間の始期を記載してください)
薬局の名称	県庁薬局
薬局の所在地	宮崎市橘通東2丁目10番1号
前年において業務を行った 期間及び日数	1月4日 ～ 12月29日 (200日)
前年における総取扱処方箋数	25,000 枚
備考	①1日当たりの平均処方箋数 25,000枚 / 200日 = 125枚 ②令和6年12月末現在の薬剤師数 4名 (薬剤師数の算出方法は別添3のとおりです。)

上記により、取扱処方箋数の届出をします。

令和7年1月31日

(届出日を記載してください)

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

宮崎市橘通東2丁目10番1号

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

株式会社県庁薬局 代表取締役 宮崎 太郎 ※

※押印は不要ですが、届出の際に本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書、国家資格の証明書等）の提示を求めるなどにより、内容に虚偽や齟齬等がないか確認を行うことがあります。

宮崎県知事 河 野 俊 嗣 殿

○薬剤師数の算出方法

「薬局等の許可等に関する疑義について（回答）（平成11年2月16日付医薬企第16号厚生省医薬安全局規格課長通知）」のとおり以下の考え方で算出します。

- ① 常勤薬剤師（原則として薬局で定めた就業規則に基づく薬剤師の勤務時間（以下、「薬局で定める勤務時間」という。）の全てを勤務する者を1とします。ただし、1週間の薬局で定める勤務時間が32時間未満の場合は32時間以上勤務している者を常勤とします。
- ② 非常勤薬剤師は、その勤務時間を1週間の薬局で定める勤務時間により割り算した数とします。ただし、1週間の薬局で定める勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とします。

※この算出方法は薬局機能情報報告の薬剤師数においても同様ですので、御留意ください。

【例1】1週間の薬局で定める薬剤師の勤務時間が40時間の薬局で、
薬剤師A 週40時間
薬剤師B 週32時間
薬剤師C 週16時間 勤務の場合、

薬剤師Aは常勤で1、Bは $32 \div 40 = 0.8$ 、Cは $16 \div 40 = 0.4$ となり、この薬局の薬剤師数は $1 + 0.8 + 0.4 = 2.2$ 、端数は切り捨てるため、2となります。

【例2】1週間の薬局で定める薬剤師の勤務時間が30時間の薬局で、
薬剤師A 週40時間
薬剤師B 週16時間
薬剤師C 週8時間 勤務の場合、

薬剤師Aは常勤で1、Bは $16 \div 32 = 0.5$ 、Cは $8 \div 32 = 0.25$ となり、この薬局の薬剤師数は $1 + 0.5 + 0.25 = 1.75$ 、端数は切り捨てるため、1となります。